

## 鳥取砂丘月面実証フィールド利用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取砂丘月面実証フィールド（以下「フィールド」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (設置目的)

第2条 鳥取県は、国立大学法人鳥取大学との間で令和5年2月7日付けで締結した「鳥取イノベーション実装フィールドの設置及び運用に関する覚書」に基づき、国立大学法人鳥取大学乾燥地研究センター内（鳥取市浜坂 1390-1）にフィールドを設置し、本県における宇宙関連産業創出及び地域活性化に向けて、月面探査等に取り組む県内外の企業、研究機関等に対して、砂丘環境を利用した実証試験等を行う場を提供し、その活動を支援する。

### (利用対象施設等)

第3条 利用対象施設及び設備は、次の表のとおりとする。

施設名	施設設備等の内容
鳥取砂丘月面実証フィールド	○フィールド全体面積(0.5ha) 斜面ゾーン(23m×50m)、平面ゾーン(10m×100m) 自由設計ゾーン(45m×50m)

### (利用対象者)

第4条 フィールドを利用できる者は、月面探査に係る実証実験、又はこれに準ずる利用目的として商工労働部長が認めた者で、本県と連携協定を締結するなどにより本県の産業振興、地域振興に繋がる取組を連携して行おうとする者とする。

2 なお、次のいずれかに該当する者は利用できないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

### (利用時間等)

第5条 フィールドの利用時間等は、日曜日、土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）以外の日とする。

2 フィールドの利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に商工労働部長が認めた場合は、フィールドを利用することができる。

### (利用料金)

第6条 フィールドの利用料金は、無料とする。

### (原状回復)

第7条 フィールドの利用者（以下「利用者」という。）は利用後において、原則、自らの負担によりフィールドの形状を利用前の状況に原状回復することとする。

### (利用期間)

第8条 フィールドの利用は1日単位とし、1回の利用期間は7日間（第5条に規定するフィールドの休業日を含む）を限度とする。

2 前項の利用期間の延長は、利用開始の日から1か月間を限度として行う。ただし、フィールドの利用に空きがある場合は、1か月を超えて利用することができるものとする。

(利用申込)

第9条 フィールドを利用しようとする者は、利用希望日の1月前までに様式第1号の鳥取砂丘月面実証フィールド利用申込書(以下「申込書」という。)により申込みを行うものとする。

2 前項の申込みは、利用希望日の属する月の6月前の月の初日から受け付けるものとする。

(利用の可否の通知)

第10条 商工労働部長は、前条の規定により提出された申込書の内容を審査し、第4条の要件を満たす場合は承認を行うものとする。ただし、利用を承認することにより、フィールドの適正な運営ができないと認められる場合を除く。

(利用者の心得)

第11条 利用者は、フィールドの利用に当たっては、この要綱及び商工労働部長又は商工労働部長が指名する者の指示等に従い、フィールドが立地する鳥取大学及び他の利用者の迷惑になることのないよう最善の配慮をしなければならない。

2 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本来の利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用する権利を他の者に譲渡し、また転貸しないこと。
- (3) 使用終了時には、原則、原状回復すること。

(利用予定の変更等)

第12条 利用者は、利用者側の事由により利用の予定を変更又は中止する場合は、速やかに商工労働部長にその旨を連絡しなければならない。

2 前項の連絡は、第9条第1項の利用申込書を準用して行うものとする。

(利用承認の取消し等)

第13条 商工労働部長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用を停止することができる。

- (1) この要綱、関係する法令、規程等に違反したとき
- (2) 利用承認を受けた利用目的以外の目的で利用し、又はそのおそれのあるとき
- (3) 詐欺その他不正の行為により利用承認を受けたとき

2 前項に定める場合のほか、県と鳥取大学が締結している「鳥取イノベーション実証フィールドの設置及び運営に関する覚書」が解除になった場合には、商工労働部長は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。その場合において、利用者は商工労働部長が指定する日までに退去しなければならない。

3 前2項の規定による利用承認の取消しによる利用者の損害については、利用者の負担とし、県はこれを負わないものとする。

(指示)

第14条 商工労働部長は、フィールドの適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は指示をすることができる。

(賠償責任)

第15条 利用者は、故意又は重大な過失によりフィールド、設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、フィールドの利用について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

## 鳥取砂丘月面実証フィールド利用申請書

鳥取県商工労働部長 様

住所  
申請者 企業・団体名  
代表者職氏名

フィールドを利用したいので、鳥取砂丘月面実証フィールド利用要綱第9条第1項の規定により以下のとおり申請します。

利用希望時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
利用の目的・内容		
	利用するフィールド <input type="checkbox"/> 斜面 <input type="checkbox"/> 平面 <input type="checkbox"/> 自由設計ゾーン	
利用責任者 及び連絡先	職・氏名	
	メール	
	携帯電話	
鳥取県との連携が想定される、本県の産業振興・地域振興に繋がる内容 ※具体的な連携内容は双方の調整により決定します。	<input type="checkbox"/> とっとり宇宙産業ネットワークへの参画 <input type="checkbox"/> 情報発信〔例：試験の一部をメディア公開、鳥取砂丘月面化プロジェクト、本県の宇宙産業創出の取組、鳥取砂丘の発信〕 <input type="checkbox"/> 県内企業の人材育成〔例：県セミナーの講師、交流会に参加〕 <input type="checkbox"/> 県内学術機関（大学等）、県内企業との共同研究、協業 <input type="checkbox"/> 鳥取砂丘の環境保全活動、SDG s 推進に繋がる取組 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
期間中の実証試験等のスケジュール		
フィールド利用予定人数及びメンバー内訳		

※フィールド利用終了後には、原則、利用者の実費負担でフィールドの形状を利用前の状況に原状回復する必要があります。整地業者（トラクター等を使用）の斡旋を希望しますか？

⇒ はい いいえ